

尾張旭市監査公表第13号

令和2年3月30日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年3月31日付け1長第1506号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

健康福祉部長寿課

監査の指摘事項	措置状況
介護事業者管理システム使用料において、消費税率引上げのため、変更契約をしているが、支出負担行為の変更が行われていない。尾張旭市会計規則第35条及び第36条により、契約締結時までに支出負担行為の変更を行う必要がある。	今後は、尾張旭市会計規則にのっとり、契約締結時までに支出負担行為の変更を行うよう改善します。